

令和元年10月7日
こども未来部こども家庭支援課

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

新たに江東区有明子ども家庭支援センターを設置するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 江東区有明子ども家庭支援センターの名称及び位置について規定する。
(第2条関係)
- (2) 休館日に関する規定を整備する。(第5条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、江東区有明子ども家庭支援センターの追加事項等については、規則で定める日から施行する。

4 新旧対照表

2ページ以降を参照

5 案内図及び平面図

5ページを参照

江東区子ども家庭支援センター条例 新旧対照表

現行	改正案																						
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子ども家庭支援センターの名称及び位置を次のとおり定める。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 子ども家庭支援センターの名称及び位置を次のとおり定める。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="245 786 521 869">名称</th> <th data-bbox="521 786 836 869">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="245 869 521 949">(略)</td> <td data-bbox="521 869 836 949">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 949 521 1283">江東区豊洲子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="521 949 836 1283">東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1283 521 1429">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="521 1283 836 1429">東京都江東区東陽三丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1429 521 1509">(略)</td> <td data-bbox="521 1429 836 1509">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	江東区豊洲子ども家庭支援センター	東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号	江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="879 786 1155 869">名称</th> <th data-bbox="1155 786 1474 869">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 869 1155 949">(略)</td> <td data-bbox="1155 869 1474 949">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 949 1155 1095">江東区豊洲子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1155 949 1474 1095">東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1095 1155 1240"><u>江東区有明子ども家庭支援センター</u></td> <td data-bbox="1155 1095 1474 1240"><u>東京都江東区有明二丁目1番8号</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1240 1155 1386">江東区東陽子ども家庭支援センター</td> <td data-bbox="1155 1240 1474 1386">東京都江東区東陽三丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1386 1155 1460">(略)</td> <td data-bbox="1155 1386 1474 1460">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	江東区豊洲子ども家庭支援センター	東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号	<u>江東区有明子ども家庭支援センター</u>	<u>東京都江東区有明二丁目1番8号</u>	江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号	(略)	(略)
名称	位置																						
(略)	(略)																						
江東区豊洲子ども家庭支援センター	東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号																						
江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号																						
(略)	(略)																						
名称	位置																						
(略)	(略)																						
江東区豊洲子ども家庭支援センター	東京都江東区豊洲五丁目5番1—201号																						
<u>江東区有明子ども家庭支援センター</u>	<u>東京都江東区有明二丁目1番8号</u>																						
江東区東陽子ども家庭支援センター	東京都江東区東陽三丁目1番2号																						
(略)	(略)																						
<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(こどもの日を除く。)</u></p> <p>(3) <u>年始(1月2日及び同月3日をいう。)</u></p>	<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子ども家庭支援センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>																						

(4) 年末（12月29日から同月31日までをい
う。）

(加える)

(削る)

名称	休館日
江東区深川北子ども 家庭支援センター	(1) <u>日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関</u>
江東区豊洲子ども家 庭支援センター	<u>する法律（昭和2</u>
江東区東陽子ども家 庭支援センター	<u>3年法律第178</u>
江東区大島子ども家 庭支援センター	<u>号）に規定する休</u>
江東区南砂子ども家 庭支援センター	<u>日（当該休日が同</u>
	<u>法に規定するこど</u>
	<u>もの日に当たると</u>
	<u>きは開館し、その</u>
	<u>直後の休日でない</u>
	<u>日を休館日とす</u>
	<u>る。）</u>
	(3) <u>12月29日か</u>
	<u>ら翌年の1月3日</u>
	<u>までの日（前号に</u>
	<u>掲げる日を除く。）</u>
江東区有明子ども家 庭支援センター	<u>12月29日から</u> <u>翌年の1月3日ま</u> <u>での日</u>

2 こどもの日が日曜日に当たるときは開館し、5月
7日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、区長
の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を
定めることができる。

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、区長の
承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を定
めることができる。

第6条～第14条 (略)

別表 (略)

(加える)

第6条～第14条 (略)

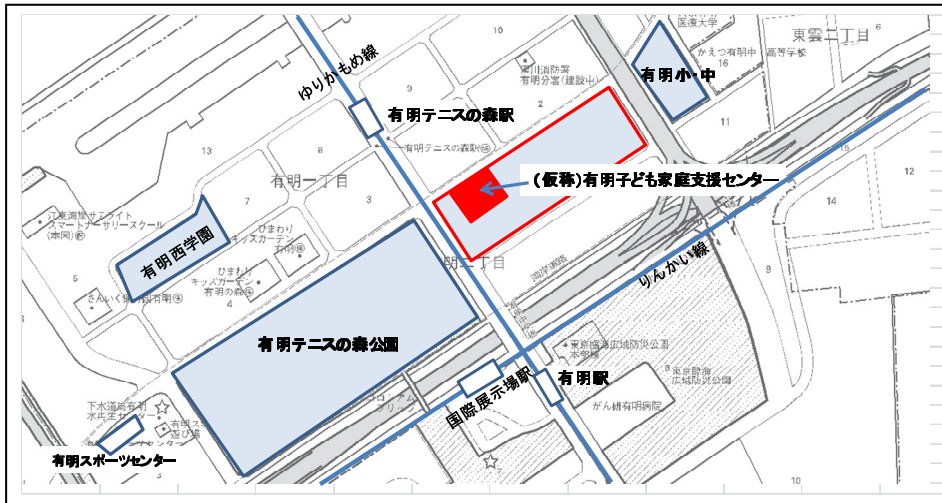
別表 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表江東区豊洲子ども家庭支援センターの項の次に江東区有明子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項各号を削り、同項に表を加える改正規定(江東区有明子ども家庭支援センターの項に係る部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

- 1 所在地 江東区有明二丁目1番地内
- 2 設置場所 有明北地区3-1-B街区開発の商業棟1階部分（賃貸）
- 3 面積 566.85m²（約171.5坪）

案内図



平面図

